

# 『漢書』百官公卿表訳注稿 (五)

『漢書』百官公卿表研究会

大川俊隆 門田 明 村元健一 吉村昌之 米田健志

一五、少府

## 原文

少府、秦官(1)。掌山海・池澤之税、以給共養(2)。有六丞(3)。屬官有尚書・符節・太醫・太官・湯官・導官・樂府・若盧・考工室・左弋・居室・甘泉居室・左右司空・東織・西織・東園匠(十二)(十七)官令・丞(4)、又胞人・都水・均官三長・丞(5)、又上林中十池監(6)、又中書謁者・黃門・鉤盾・尚方・御府・永巷・内者・宦者(七)(八)官令・丞(7)。諸僕射・署長・中黃門皆屬焉(8)。武帝太初元年、更名考工室爲考工、左弋爲飲飛、居室爲保宮、甘泉居室爲昆臺、永巷爲掖廷。飲飛掌弋射、有九丞・兩尉(9)。太官七丞、昆臺五丞、樂府三丞、掖庭八丞(10)、宦者七丞、鉤盾五丞・兩尉(11)。成帝建始四年、更名中書謁者令爲中謁者令(12)、初置尚書。員五人(13)、有四丞(14)。河平元年、省東織、更名西織爲織室(15)。綏和二年、哀帝省樂府(16)。王莽改

少府曰共工(17)。

## 訓読

少府は、秦官なり(1)。山海・池沢の税を掌り、以て共養に給す(2)。六丞有り(3)。屬官に尚書・符節・太医・太官・湯官・導官・樂府・若盧・考工室・左弋・居室・甘泉居室・左右司空・東織・西織・東園匠の(十二)(十七)官令・丞(4)、又た胞人・都水・均官の三長・丞(5)、又た上林中十池監(6)、又た中書謁者・黃門・鉤盾・尚方・御府・永巷・内者・宦者の(八)官令・丞有り(7)。諸の僕射・署長・中黃門、皆な焉に屬す(8)。武帝太初元年、考工室を更名して考工と爲し、左弋を飲飛と爲し、居室を保宮と爲し、甘泉居室を昆臺と爲し、永巷を掖廷と爲す。飲飛は弋射を掌り、九丞・兩尉有り(9)。太官は七丞、昆臺は五丞、樂府は三丞、掖庭は八丞(10)、宦者は七丞、鉤盾は五丞・兩尉(11)。成帝建始四年、中書謁者令を更名して中謁者令と爲し(12)、

初めて尚書を置く。員は五人(13)、四丞有り(14)。河平元年、東織を省き、西織を更名して織室と為す(15)。綏和二年、哀帝、樂府を省く(16)。王莽、少府を改めて共工と曰う(17)。

### 現代語訳

少府は、秦官である(1)。山海・池沢からの税を掌り、帝室を奉養するのにあてた(2)。六丞がある(3)。

属官に尚書・符節・太医・太官・湯官・導官・樂府・若盧・考工室・左弋・居室・甘泉居室・左司空・右司空・東織・西織・東園匠の一七官の令・丞(4)、さらに胞人・都水・均官の三長・丞(5)、さらに上林中十池監(6)、さらに中書謁者・黄門・鈎盾・尚方・御府・永巷・内者・宦者の八官の令・丞がある(7)。もろもろの僕射・署長・中黄門は、いずれもこれに所属した(8)。武帝太初元年(前一〇四)、考工室を改名して考工とし、左弋を佽飛とし、居室を保宮とし、甘泉居室を昆台とし、永巷を掖庭とした。佽飛は弋射を掌り、九丞と二尉がある(9)。太官は七丞、昆台は五丞、樂府は三丞、掖庭は八丞(10)、宦者は七丞、鈎盾は五丞・二尉がある(11)。成帝建始四年(前二九)、中書謁者令を改名して中謁者令とし(12)、初めて尚書を設置した。定員は五人(13)、四丞がある(14)。河平元年(前二八)、東織を廢し、西織を改名して織室とした(15)。綏和二年(前七)、哀帝は樂府を廢した(16)。

王莽は少府を共工と改名した(17)。

### 注釈

(1)補注 王先謙がいう。『史記』卷六・秦始皇本紀に少府章邯がいる。『淮南子』汜論訓に「秦の時、人民から頭割りに税を取り、箕ですくい集めるように取り立て、少府に運び込んだ」とある。

【考証】秦封泥に、「少府」がある「周曉陸・路東之二〇〇」。

(2)注 応劭がいう。これを禁銭と名づけ、皇帝の私的費用にあて、(国家財政とは)別に所蔵した。少は、小の意味である。ゆえに少府と称する。

顔師古がいう。大司農は軍事や行政の費用を支出し、少府は天子を奉養する。共(供)の音は居用の反。養の音は弋亮の反。

【補注】王先謙がいう。官本の注に供の字を共に作っているのは正しい。百官志三に「すべての山沢陂池の税は、禁銭と名づけ、少府に属す。光武帝が改めて司農に属させた」とある。少府は「宮中で御使用になる諸物、つまり衣服・宝貨・珍膳などを掌る」とある。

【考証】「二年律令」秩律には、少府令は、官秩は二千石として見える。前漢には、いわゆる「国家財政」と「帝室財政」との区別があった「加藤繁 一九五二」。少府

と後出の水衡都尉は「帝室財政」を管轄する官職であった。大庭脩によれば、少府は前漢においては九卿の中で極端に属官が多く、本文にあるように、比千石の丞が六員、尚書令以下二五官の令・丞、胞人長以下三長・丞、さらに上林中十池監があった。武帝が元鼎二年（前一〇五）に上林苑を管理するために新設した水衡都尉は、少府から分轄されたものであり、水衡都尉は五丞、属官の九令・六長のうち、上林八丞・一一尉・均輸四丞・御羞二丞・都水三丞・甘泉上林四丞である。このうち、上林令・御羞令・衡官長の三令・長はもと少府に属していた。百官表によれば、大鴻臚の郡邸長、大司農の幹官長、宗正の内官長、執金吾（中尉）の寺互令も漢初には少府の属官であった。「少府という官庁は君主の家政機関として最も古く、かつ中心的な官庁」で、「漢初の少府は、なお未分化の状態で多種多様な官署を統属下に置いており」、「そこから職掌の明らかな部分がつぎつぎに分化したのではないか」という。そこで、帝室財政の規模も極めて大きく、「元帝の時代（前四八―三三）の例では、大司農の扱う銭四〇億に対し、水衡の銭二五億、少府の銭一八億、合して帝室財政四三億銭でほぼ匹敵していた」〔大庭脩 一九八二。桓譚『新論』（『太平御覽』卷六二七に引かれる佚文）には「漢が天下を定めてから、人民からの税収は一年に四〇億銭あまりになる。官吏へ

の俸給にその半ばを支出し、残りの二〇億銭は、（大司農属官の）都内に所蔵して、禁銭とする。少府所轄の園池作務の（八）〔入〕十三億銭は、帝室の奉養の経費およびもろもろの賞賜に充てた」とあり、国家財政と帝室財政とのそれぞれの概要をあげている。

(3) 補注 王先謙がいう。百官志三に、後漢では「丞一人、官秩は比千石」とある。五人を廃した。

(4) 注 服虔がいう。若盧は、詔獄である。

鄧展がいう。かつて洛陽には二ヶ所の獄があり、一つは若盧といい、親戚の婦女を収繫することを掌る。

如淳がいう。若盧は官名であり、兵器を所蔵している。品令には「若盧郎中二〇人、弩射を掌る」とあり、『漢儀注』には「若盧獄令があり、武器庫の兵器と将相大臣を治めるを掌る」とある。

臣瓚がいう。『周礼』冬官は考工のことであり、器械の制作を掌っていた。

顔師古がいう。太官は食膳を掌り、湯官は餅餌を掌り、導官は選米を掌る。若盧については、如淳の説が正しい。左弋は地名である。東園匠は陵内の器物を制作することを掌る者である。

補注 錢大昭がいう。十二は十六の間違いであろう。左・右司空を二官に分けるならば、十七になる（以上、『漢書弁疑』卷九）。

沈欽韓がいう。太医令・丞は、太常の項にすでに記されている。この官は初めは太常に属し、後に少府に属した。班固は（太常所属の太医令・丞を）削除しそこねたのである（以上、『漢書疏証』巻五上）。

王先謙がいう。尚書令の例は、芸文志・張安世伝・賈捐之伝・諸葛豊伝・鄭崇伝・翟方進伝・傅喜伝・孔光伝・何並伝・孫宝伝・京房伝・霍光伝・金日磾伝・平当伝・黄霸伝・王嘉伝・師丹伝・循吏伝・外戚伝・王莽伝に見える。尚書丞の例は、『史記』巻六〇・三王世家に見える。○符節令の例は、眭弘伝・儒林伝に見える。百官志三に「符節令の長であり、符節の事を掌る。ふつう使節を派遣する時に節を授けることを掌る」とある。後漢では、一人、官秩は六百石。丞はいない。尚符璽郎中は四人。百官志三の本注に「以前は二人が宮中におり、璽と虎符・竹符（割符）の半分を掌る」とある。符節令史は、官秩は二百石で文書を掌る。符節令は、秦の符璽令であり、『史記』巻八七・李斯列伝に「趙高、符璽令の職務を兼任する」とあるのがこれであろう。

○太医監の例は、外戚伝に見える。太医令は、百官志三に「もろもろの医を掌る」とある。後漢では、一人、官秩は六百石。藥丞・方丞は、百官志三に「各一人」とある。○太官令は、百官志三には「皇帝の飲食を掌る」とある。後漢では、一人、官秩は六百石。左丞（飲食を掌る）・

甘丞（膳具を掌る）・湯官丞（酒を掌る。本注に湯官令を廃し丞を置くという）・果丞（果物を掌る）各一人がいる。太官の例は、霍光伝・召信臣伝・谷永伝に見える。太官丞の例は、東方朔伝に見える。太官獻丞の例は、張延年伝に見える（陳湯伝では獻食丞に作る）。

○導官の例は、張湯伝・谷永伝に見える。導官令は、百官志三に「御穀を舂き、及び乾飯を作ることを掌る。」「導」は、「扱」という意味である」とある。後漢では、一人、官秩は六百石。丞は一人。大司農に属す。『説文解字』七上には「導は禾である」とあり、『玉篇』禾部には「導は、一本の茎に六つの穂がみものる、めでたい禾のことである」とあり、『史記』巻一一七・司馬相如列伝には「一茎に六穂の穀を厨房で（供物に）導（選別）する」とある。百官表に「導」の字に作るのは、穀物を選別することを意味するからで、またこの導と「導」の字は、通用の字なのである。

○樂府の例は、霍光伝・佞幸伝に見える。樂府令の例は、礼樂志に見える。

○若盧獄の例は、王商伝に見える。若盧丞の例は、王吉伝に見える（吉は若盧右丞に任せられた。おそらく左右の二丞があったのだろう）。

○考工の例は、田蚡伝に見える。考工令は、百官志二に「兵器・弓弩・刀鎧のたぐいの制作を掌り、完成すれば執金

吾に引き渡し武庫に納入する、さらに織綬のもろもろの雑工を掌る」とあり、後漢では一人、官秩は六百石。左・右丞各一人。少府から太僕に移管された。

○左弋とは、佐弋のことである。『史記』卷六・秦始皇本紀に佐弋竭がいる。左と佐の字は同じである。つまり、弋射の事を佐助けるという意味である。それで官に名づけたのである。

○居室の例は、灌夫伝に見える。甘泉居室の例は、衛青伝に見える（衛青が会った鉗徒は、おそらく甘泉で労役に刑に服していた者であろう）。

○左司空・右司空の例は、伍被伝に見える。

○東織室・西織室の例は、貢禹伝に見える。東織令史の例は、宣帝紀に見える。

○東園の例は、孔光伝・霍光伝・佞幸伝に見える。

百官志三には「後漢では（湯官・）織室令を廃し、丞を置いた」とあるが、他は百官志には記載がない。

官本は十二を十六に作っており、これが正しい。

**【考証】** 属官の数を原文は「十二官令・丞」とするが、補注に銭大昭がいうように左司空・右司空を別の官として、「十七官令・丞」とした。

○尚符璽郎は、百官表には見えないが、卷六八・霍光伝に「光は尚符璽郎を召したが、郎は光に御璽を授けることを拒んだ」とあり、前漢から存在したことは明らかで

ある「加藤繁 一九五二」。

○太医 秦封泥に、「泰医（太医）」がある「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。太医は、「二年律令」秩律では、官秩は三百石なので、この時点では「令」と称してはいなかったと思われる。百官志三の本注に「諸医を掌る」とあり、劉昭注に『漢官』を引き「医の定員は二百九十三人、吏の定員は十九人」とある。

○太官 秦封泥に、「泰官／大官」がある「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。「二年律令」秩律では、大官は、官秩は六百石として見える。封泥には、前漢早期から中期とされる「大官丞印」がある「孫慰祖 一九九三」。

○湯官 封泥に、前漢中晚期とされる「湯官令印」、「湯官左丞」がある「孫慰祖 一九九三」。また、長安城未央宮遺址からは「湯官飲監章」の封泥が五四点出土している。「湯官飲監」は湯官の属官と考えられる「中国社会科学院考古研究所 一九九六」。

○導官 導はそもそも瑞祥思想が盛んになる前漢後期から後漢にかけて作られた文字で、「導」字において「寸」を「禾」に代えたもので、瑞禾の義ともなる。「前漢晚期」のものとされる「導官導丞」の封泥があり「孫慰祖 一九九三」、やはり瑞祥思想の盛んなころ流通していた官印であろう。

○樂府 秦封泥に、「樂府」がある「周曉陸・路東之

二〇〇〇。」「二年律令」秩序では、樂府は、官秩は六百石として見える。

○若盧 如淳注にあるように、本来、兵器の管理と修繕を担当していた作事官府であり、そこに将相大臣の有罪の者を収容する施設があった。また、『後漢書』卷四・和帝紀・永元九年(九七)十一月己丑条の李賢注に引く『漢旧儀』には、「将相大臣を取り調べることを掌る」とある。後漢になると、獄が置かれ、皇室の婦女を収繫した「大庭脩 一九八二」。なお、卷八二・王商伝の原文は、「若盧獄」ではなく「若盧詔獄」となっている。詔獄は、皇帝の命の下に進められる裁判手続きであり、同時にそうした手続きを進めるための場所でもあった。「宮宅潔 二〇一一」。漢代官制の特色の一つとして、獄官が多いことは、つとに指摘されている「大庭脩 一九八二」。宮宅潔によれば、前漢時代には、長安の中央官署に多くの獄(二六所)が設けられ、とりわけ少府属官に偏在していた(少府または元来少府に属していたものを含めると一〇カ所に及ぶ)。少府属官には未央宮や上林苑内に官署を構えるものが含まれ、宮人や高位者を収容しておくには格好の場所であった。そこは本来、作事官府で、刑徒や官奴婢を管轄する部署であったので、被疑者や罪人を収容・監視するための施設と人員が存在した「宮宅潔 二〇一一」。漢印には、前漢晚期とされる「若盧令印」

がある「孫慰祖 一九九三」。

○考工 秦封泥に、「少府工室」がある「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。また、「二年律令」秩序では、右工室があり、官秩は六百石として見える。封泥には、前漢早期から中期とされる「左工室印」、「右工室丞」があるが「孫慰祖 一九九三」、これらと考工との関係は不明である。○左弋 秦封泥に、「佐弋」がある「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。職掌については(9)補注の「炊飛」を参照。○居室 秦封泥に、「居室」がある「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。「二年律令」秩序では、居室は、官秩は六百石として見える。封泥には、前漢中期とされる「居室丞印」がある「孫慰祖 一九九三」。加藤繁は、『史記』卷一〇七・灌夫列伝や『漢書』卷五四・蘇武伝に「居室(保室)に収繫した」と見えることから、ここに獄があったこと、同時に卷八八・儒林伝・瑕丘江公の条に「江博士が死んだので、周慶と丁姓を徴して保宮で詔を待たせた」とあることから、単に獄だけの場所ではないという。また、『史記』卷一〇七・灌夫列伝の集解に「如淳がいう。百官表に「居室は保宮と改名した」という。今の守宮である」といい、後漢の守宮に擬しているが、百官志の守宮の条には「本注にいう、御紙筆墨を掌る。尚書の財用諸物及び封泥に及ぶ」とあり、前漢の居室・保室の職掌に適合しない。そこで、この官は宮殿をはじめ宮廷の建物を管

理するものではないかとする「加藤繁 一九五二」。

○司空 睡虎地秦簡、「二年律令」秩律、秦封泥や秦陶文などの出土文字史料に拠れば、さまざまに司空職が見え、司空の分化・配置の状況が窺える。百官表では、宗正の属官に都司空、少府属官に左右司空、水衡都尉属官に水司空が見え、宗正・少府といった、皇室経営と深く関わる部署に所属するのが司空の特色の一つである。その職掌は、土木工事の管掌であり、この事業を遂行するために、司空が恒常的に一定量の労働力を維持・管理し、その中に刑徒も含まれていた「宮宅潔 二〇一一」。

秦封泥に、「左司空」・「右司空」がある「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。また、前漢晚期とされる「左司空」の封泥がある「孫慰祖 一九九三」。

○東織室・西織室 「二年律令」秩律では、東織・西織があり、官秩は六百石として見える。

○東園匠は、陵内の器物、つまり副葬品の製作を掌ると考えられる。漢代では功臣に「東園秘器」「東園温明」が下賜されたことが見られ（卷六八・霍光伝、卷八一・孔光伝、卷九三・佞幸伝・董賢）、これらは東園匠で作られたものである。本来は皇室専用の副葬品や葬具を下賜することで皇帝の恩寵を示す役割があった。西安市東南郊で発見された前漢初期の列侯級の大墓からは「東園□□」と書かれた陶罐が出土しており「鄭洪春

一九九〇」、東園製の副葬品が下賜されていた実例といえる。また、副葬品だけでなく、陵墓に使用される部材の製作にも関わっていたようである。文帝の生母である薄太后の南陵の西北では犀、パンダ、馬、羊、犬などを埋葬した陪葬坑が発見されており、坑内には磚で囲いが作られていたが、磚には「東園」とスタンプされており「王学理 一九八一」、東園匠が製作に関わったと考えられる。ただし、この場合、後出の将作少府属官の東園主章との関係も考慮する必要がある。

(5) 注 顔師古がいう。胞人は、宰割きりもりを掌る者である。胞と庖は同じである。

補注 錢大昭がいう。(古くは)庖は胞に作ることもある。『礼記』祭統篇に「胞は、畜肉の係の下役である」とある。『莊子』庚桑楚篇には「殷の湯王は胞人の職(料理人)を籠にして伊尹を手に入れた」とあり、『經典釈文』には「胞の字はテキストによっては庖の字に作るものもある」とある(以上、『漢書弁疑』卷九)。

王先謙がいう。庖人長・丞は、百官志三によると、後漢では廃された。都水とは、池鑿を掌る官であり、(大司農、内史、主爵中尉などに見える都水とは)別に少府に属していたのであろう。卷七七・孫宝伝に「民が少府から陂沢を借りた」とあるから、少府のもとに別に都水官があったことが分かる。百官志三には「都水を郡国に

属させた」とある。均官の例は、谷永伝に見える。

**沈欽韓**がいう。(卷二四下・食貨志下によると)「王莽は長安及び五都(洛陽・邯鄲・臨淄・宛・成都)に、五つの均官を設置し」、「五穀・布帛・糸綿の物産は、均官が本来の価格で取るようにした」とあるが、これが少府の均官である。おそらく本来は商人を掌る者だったのだろう。均官長・丞は、百官志には記載がない(以上、『漢書疏証』卷四)。

**考証** 王先謙補注本は「錢大昕」とするが「錢大昭」の誤りである。

○秦封泥に、「都水」がある[周曉陸・路東之 二〇〇〇]。「二年律令」秩律には、都水は、官秩は六百石として見えるが、胞人と均官は見えない。

○陳直は、王先謙が沈欽韓の説を引いて、卷二四下・食貨志下の「五均官」をもつて百官表の「均官」に当てているのは誤りだとする。「遼東均長」の封泥や「千乘均監」の印から均官は均輸官の略称であり、ここの「均官」は少府の均輸のことを掌ると考えている[陳直 一九七九]。加藤繁は、卷八五・谷永伝に「永が經費節約のため、大官・導官・中御府・均官等の用度を減せんことを請うた」のをみれば、均官は単に市価を掌ったばかりでなく、共養に関する事務をも掌ったものらしいが、詳らかでないとする[加藤繁 一九五二]。

○池籩は、池上に藩落(水鳥捕獲の設備)を設けて、鳥を捕らえ、かつ養うようにしつらえたものである[加藤繁 一九五二]。

(6) **注** 顔師古がいう。『三輔黄図』に「上林中には、池上籩が五箇所ある」というが、百官表本文では十池監とあっており、その数は未詳である。

**補注** 王先謙がいう。霍光伝に「女医淳于衍の夫の賞は、永安池監になることを求めた」とある。この池監は、おそらく十池監のうちの一つであろう。百官志三には、後漢では上林十池監を廃したとある。

**考証** 『三輔黄図』卷四には「十池、上林苑に初池・麋池・牛首池・蒯池・積草池・東陂池・西陂池・当路池・大台池・郎池」といった名称が見える。また『漢旧儀』には「上林苑中の昆明池・鎬池・牟首諸池」とも見える。顔師古が引用する「池上禦五所」は『三輔黄図』佚文である。

補注に「霍光伝」とあるのは「外戚伝」の誤りである。(7) **注** 顔師古がいう。鈎盾は近隣の苑囿を掌り、尚方は禁中の器物を作ること掌り、御府は天子の衣服を掌る。

**補注** 王先謙がいう。中書謁者令の例は、楊惲伝・王尊伝に見える。謁者令の例は、外戚伝に見える。中書令の例は、霍光伝・朱雲伝・陳湯伝・京房伝・匡衡伝・游侠伝・佞幸伝に見える。百官志三には「尚書令一人、官秩は千石。秦設置のものを継承した。武帝は宦官を用い、中書



謁者令と改名した。すべての人事異動及び尚書の文書に關するもろもろの事を上奏・下達するのを掌る」とある。卷一〇・成帝紀の臣瓚注には「漢初、中人（宦官）に中謁者令がいた。武帝は、中謁者令に「書」字を加えて中書謁者令とした」とある。私が考えるに、昭帝の時には、尚書があり、明らかに中書とは別の官であつて、百官志三に「尚書をあらためて中書とした」と言っているのは誤りである。中書が尚書の任務を兼ねて、これを中尚書とも言った例は、卷七七・蓋寛饒伝に見える。『唐六典』卷九・中書令に「武帝は後庭で遊宴するようになってから、ことさらに宦官を用いた。司馬遷が宮刑を受け中書令となつたが、それがこの職である。謁者と言つていないのは、文字を省略したのである」とある。洪邁は「中書・尚書令は、前漢では少府の属官であつた。後漢でも亦た少府に属していた。機密重要事項を扱うといつても、公卿の位からは非常に遠かつた。魏晉以来、次第に重んぜられ、唐になると遂に三省の長官となり、眞の宰相の任務につけられた」という（『容齋隨筆』卷一二・三省長官）。○黄門令の例は、芸文志・孔光伝に見える。百官志三に「黄門令は、宦官で、禁中のすべての宦官を掌る」とある。○鈎盾の例は、昭帝紀・五行志・陳咸伝・王莽伝に見える。鈎盾令の例は、京房伝に見える。百官志三に「鈎盾令は、宦官である。すべての近隣の池・苑囿・游觀の場所を掌

る」とある。

○尚方の例は、周亜夫伝・朱雲伝・谷永伝に見える。百官志三に「尚方令は、優れた技術者・御物たる刀劍・すべての名器を掌る」とある。

○御府の例は、谷永伝・王莽伝にみえる。御府令の例は、霍光伝に見える。百官志三に「御府令は、宦官である。官婢が宮中の衣服の製作・補修・洗濯などをするのを掌る」とある。

○永巷の例は、呂后伝に見える。後に掖庭と改称した。掖庭令の例は、宣帝紀・霍光伝・張安世伝・丙吉伝・外戚伝に見える。掖庭丞の例は、外戚伝に見える。掖庭官吏の例は、陳咸伝に見える。百官志三に「永巷令は、宦官である。宮婢・侍使を掌る」とある。

○内者令の例は、劉屈氂伝・外戚伝の孝宣許皇后の条・王莽伝上に見える。内謁者令の例は、宣帝紀・丙吉伝に見える。百官志三に「内者令は、宮中の幃帳幔幕・すべての布帛類を掌る」とある。

○宦者署の例は、東方朔伝・劉歆伝・蘇武伝・翼奉伝に見える。宦者令の例は、東平王宇伝に見える。宦者丞の例は、外戚伝に見える。

黄門より以下は、後漢では、令は、各一人、官秩は六百石である。丞は各一人。ただし、内者だけは左丞・右丞が各一人いた。宦者令・丞は、後文に見える。七の

字は、官本は八に作っており、これが正しい。

**【考証】** ○中書謁者令 王先謙は、百官志三に書かれた尚書の職掌である「すべての人事異動及び尚書の文書に関するものもろの事を上奏・下達するのを掌る」は、中書の職掌でもあると考えている。よって「中書は尚書の任務を兼ねていた」というのである。秦封泥に、「中謁者」がある「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。「二年律令」秩序にも中謁者が見え、官秩は六百石であるので「令」である。

○黄門 加藤繁は、卷六八・霍光伝の顔師古注に「黄門の官署は、職務が天子に親近で天子に供給する。多くの物がこの署にある」とあることから、黄門は種々雑多の事物を掌り、乗輿狗馬、角抵、倡優なども掌った。また、画工がここに抱えられていたことが卷六八・霍光伝に見え、「一芸一能ある士」はここに出仕して詔を待たらしいという。その他属官に、黄門馬監（卷六八・金日磾伝）、黄門狗監（卷五七上・司馬相如伝）、黄門倡監（卷六五・東方朔伝）がある「加藤繁 一九五二」。また、注（8）補注及び考証も参照。

○御府 秦封泥に、「御府」がある「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。「二年律令」秩序にも御府が見え、官秩は六百石であるので「令」である。加藤繁は、御府の職掌は金銭の管理より刀剣玉器采繪の管理にまで及んでおり、「少府に於ける唯一の金銭庫であり、金銭出納を掌る

ものであつたやうである」とする「加藤繁 一九五二」。

○永巷 秦封泥に、「永巷」がある「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。「二年律令」秩序には長信永巷が見え、官秩は六百石であるので「令」である。

○内者 秦封泥に、「内者」がある「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。「二年律令」秩序にも内者が見え、官秩は六百石であるので「令」である。

『三輔黄图』卷三に「内謁者署は、未央宮にあり、少府に属した。『統漢書』には「宮中の歩帳・褻物を掌る」とあり、丁孚『漢官』に「令の官秩は千石」とある。

○宦者 秦封泥に、「宦者」がある「周曉陸・路東之 二〇〇〇」。「二年律令」秩序にも宦者が見え、官秩は六百石であるので「令」である。また、前漢早期とされる「宦者丞印」の封泥と印がある「孫慰祖 一九九三」。

(8) **【注】** 顔師古がいう。中黄門は宦官で、禁中にいて黄門の内側で給事する者である。

**【補注】** 王先謙がいう。百官志二に「虎賁中郎将の下に、左右僕射がある。虎賁郎の習射を掌る」とある。また、「謁者僕射一人、謁者台の統率者であり、謁者を掌る」とある。また「中黄門冗從僕射一人、宦官である。中黄門冗從を掌る」とある。これが「もろもろの僕射」である。卷四九・袁盎伝には、郎署長がある。卷五〇・馮唐伝には「郎

中署長となる」とある。卷八〇・儒林伝に「孟喜が曲台署長となる」とある。百官志三に「黄門署長・画室署長・玉堂署長・丙署長がある」とあり、これが「もろもろの署長」である。また「中黄門は禁中に給事することを掌る」とある。後漢では「官秩は比百石で、宦官であり、定員がない。後に、比三百石に増秩された」。中黄門の例は、霍光伝・江充伝・毋将隆伝・谷永伝・佞幸伝・外戚伝・王莽伝上に見える。

【考証】注で顔師古が言う「給事」については、卷五九・張安世伝に、郎となった安世が「書を善くすること尚書に給事した」とあり、顔師古注は「尚書中に於いて給事するのである。給とは供の義である」とする。すなわち給事とは、ある人物が何らかの職務に供給されることと考えられる。

また「黄門」に関しては、『後漢書』卷七八・宦者伝の李賢注に「董巴の輿服志にいう。禁門を黄闔といい、宦官がこれを掌る。ゆえに（その官を）黄門という」とあるように、黄闔とも呼ばれており、おそらくは黄色に塗られていたのである。つまり黄門とは、禁中（宮中における皇帝の私的空間）に出入するための門である。禁中については「米田健志 二〇〇五」参照。

(9) 補注 王先謙がいう。伏飛の例は、宣帝紀に見える。臣瓚注に「上林苑中では、嬪綴（いぐるみ、ひも付きの矢

のこと）を結び鳧・雁を射て、歳ごとに一万羽、それを宗廟に供える」とある。また、趙充国伝に見える。保宮の例は、蘇武伝・儒林伝に見える。掖廷は掖庭にも作る。劉輔伝・韓嫣伝・匈奴伝に見える。

【考証】○伏飛 伏飛の名の由来について、臣瓚は『説文解字』八上の「伏は便利のことである」という記述に基づき、嬪綴が鳧雁を捕らえるのに便利のため、伏飛と名づけたという。これに対し、卷八・宣帝紀の注に引く服虔の説では、周の時に渡江する船を覆そうとした越人を殺した人物のこととし、漢ではその力の強さに因んで官名としたという。同注に引く如淳も『呂氏春秋』を引用し渡江時に船を襲った蛟を殺した茲非（伏飛と音が近い）の故事を引き、これに因んで官名としたと述べており、力の強い人物の名に由来するという点で服虔と同じ考えである。顔師古も服・如説を支持する。なお、「陳直 一九七九」によれば「伏飛官当」「次蜚官当」の瓦当が出土している。

○保宮 注（4）の【考証】の居室を参照。

(10) 補注 王先謙がいう。百官志三には「掖庭は、宦官である。後宮の貴人・采女の事を掌る」とある。後漢では「令一人（前漢の永巷令である。後漢では分割して二令となった）、官秩は六百石。左・右丞、（暴室丞）各一人」である。

【考証】百官表には見えないが、少府の属官に暴室という

官署があつた(卷八・宣帝紀、卷九七・外戚伝)。卷八・宣帝紀の注に「応劭がいう。暴室は、宮人の獄なり。今、薄室という」と。また「師古がいう。暴室は、掖庭の織作染練をつかさどる署で、故にこれを暴室という。暴曬(曝曬、布をさらすこと)をとつて名としたものである。(中略)暴室の職務が多く、獄を置いて罪人を取り調べるといったので、自然と暴室獄というようになった。本来、獄の名ではない。応劭の説は適切でない」とある。

王先謙引用の百官志三「掖庭令」の後文に「暴室丞各一人。本注にいう。宦官である。暴室丞は、中婦人の疾病の者を掌り、この室で治療した。皇后や貴人に罪があればこの室に収繫した」とある。

(11) **補注** 王先謙がいう。百官志三には「宦者・昆台・伏飛の三令・二十一丞を廢した」とある。つまり、三署に各一令があり、さらに宦者に七丞、昆台に五丞、伏飛に九丞、これを合わせて二十一ということである。

(12) **補注** 王先謙がいう。卷一〇・成帝紀に「中書宦官を罷める」とあるのは、百官志三にある「成帝が一般官人を用い、元に戻した」ことである。中謁者の例は、賈捐之伝に見える。中謁者令の例は、母将隆伝・外戚伝に見える。

(13) **補注** 王先謙がいう。卷一〇・成帝紀の顔師古注に引く『漢旧儀』に「尚書四人が四曹となる。常侍曹尚書は、丞相・御史の事を掌り、二千石曹尚書は、刺史・二千石の事を

掌り、戸曹尚書は、庶人の上書の事を掌り、主客曹尚書は、外国の事を掌る。成帝は五人を設置し、三公曹があり、断獄の事を掌る」とある。考えるに、尚書僕射は、別に前文(郎中令の項)の僕射の下に見える。

(14) **補注** 王先謙がいう。中謁者丞の例は、卷一〇・成帝紀に見える。百官志三に「文書・出頭日時を総括することを掌る」とある。後漢では、左・右丞各一人、官秩は四百石。

**考証** 王先謙が例を挙げた中謁者丞は、中書謁者令の丞である。なお尚書丞の例は、『史記』卷六〇・三王世家に見える。

(15) **補注** 王先謙がいう。卷七二・貢禹伝に「東西織室」と称しているが、織室は両者の総称である。東織を廢したために、西織を織室と称するようになったのである。織室の例は、谷永伝に見える。百官志三に後漢では「織室令を廢し、丞を置く」とある。

(16) **補注** 王先謙がいう。このことは、卷一一・哀帝紀に見える。

(17) **補注** 王先謙がいう。共工の例は、劉輔伝に見える。また宋弘が共工となったことは、『後漢書』卷二六・宋弘伝に見える。

**考証** 王莽期の始建国元年(九)に、『尚書』舜典に見える垂を共工にしたことにちなんで「少府」を「共工」と改名した(卷九九中・王莽伝中)。少府が共工と改名された

ことについては、「百官表訳注 二〇一一」の注17の考証  
参照。

一六、中尉

### 原文

中尉、秦官(1)。掌徼循京師(2)。有兩丞・候・司馬・千人(3)。武帝太初元年、更名執金吾(4)。屬官有中壘・寺互・武庫・都船四令・丞(5)。都船・武庫有三丞、中壘兩尉(6)。又式道左右中候・候丞及左右京輔都尉・尉丞・兵卒皆屬焉(7)。初寺互屬少府、中屬主爵、後屬中尉。自太常至執金吾、秩皆中二千石、丞皆千石(8)。

### 訓読

中尉は、秦官なり(1)。京師を徼循するを掌る(2)。兩丞・候・司馬・千人有り(3)。武帝太初元年、更めて執金吾と名づく(4)。屬官に中壘・寺互・武庫・都船の四令・丞有り(5)。都船・武庫に三丞有り、中壘に兩尉あり(6)。又た式道左右中候・候丞及び左右京輔都尉・尉丞・兵卒は皆な焉に屬す(7)。初め寺互は少府に屬し、中ごろ主爵に屬し、後に中尉に屬す。

太常より執金吾に至るまで、秩は皆な中二千石、丞は皆な千石(8)。

### 現代語訳

中尉は、秦官である(1)。都を巡察することを掌る(2)。二丞・候・司馬・千人がある(3)。武帝太初元年(前一〇四)、執金吾と改名した(4)。

屬官に中壘・寺互・武庫・都船の四令・丞がある(5)。都船・武庫には三丞があり、中壘には二尉がある(6)。また式道左候・式道右候・式道中候とその候丞及び左輔都尉・右輔都尉・京輔都尉とその尉丞や兵卒はいずれもこれに屬す(7)。寺互は、はじめは少府に屬しており、中ごろは主爵中尉に屬し、後に中尉に屬した。

太常から執金吾まで、官秩はいずれも中二千石で、その丞はいずれも千石である(8)。

### 注釈

(1)補注 王先謙がいう。『華陽国志』卷三・蜀志に秦の中尉田真黄の例がある。また『史記』卷四三・趙世家に「趙の烈侯は荀欣に官を与えて、中尉とした」とある。すなわち、この官は秦だけにあつたのではない。

(2)注 如淳がいう。いわゆる「遊徼が巡察して盜賊を取り締まる」ようなものである。

顔師古がいう。徼とは、巡察することである。徼の音は、工釣の反。

補注 王先謙がいう。百官志四に「宮外にて非常事態や

火災、水害に備えることを掌り、月に三回宮外を巡視し、及び兵器を掌る」とある。

**【考証】** 百官志四・執金吾の条の劉昭注に「胡広がいう。「衛尉は宮中を巡行し、金吾は外を見まわり、たがいに表裏をなし、姦猾を討伐する」とある。これは、衛尉が衛士を率いて宮城の城門及び宮城内を警備した（これを南軍という）のに対し、中尉（執金吾）は、長安城及び京師の警備を担当した（これを北軍という）ことをいったものである。漢初においては、中尉は長安城及び三輔（京兆尹・左馮翊・右扶風）の地区を警備した。のち「武帝の元鼎四年（前一一三）に左・右輔都尉が中尉から左右内史に移管され、その後の三輔分立に伴って京輔都尉が設置された」「山田勝芳 一九八四」。百官表の中尉の職掌は、三輔都尉が設置された武帝以後のものである。

游徼は県の属官で、百官表・県令の項に「游徼は巡察して盜賊を取り締まる」とあるのを引用している。

(3) **【注】** 顔師古がいう。候・司馬・千人は、いずれも官名である。属国都尉の条には「丞・候・千人」、西域都護の条に「司馬・候・千人は、各二人」という。この千人はいずれも官名である。

**【補注】** 王先謙がいう。中尉丞の例は、百官表下に見える。執金吾の例は、平帝紀に見える。中司馬の例は、季布伝に見える。百官志四によれば、後漢では一丞である。

(4) **【注】** 応劭がいう。吾とは、禦（ふせぐ）のことである。金革（刀劍と甲冑）を執って、非常事態を禦ぐことをつかさどるのである。

顔師古がいう。金吾とは、鳥の名であり、不祥を避けることをつかさどる。中尉は、天子が出行するとき、先導をつとめ、非常を禦ぐことを職務としていた。そのため、この鳥を象つた儀仗かたどを手にしていたのであり、これにちなんで官名としたのである。

**【補注】** 俞樾がいう。晋・崔豹『古今注』卷上・輿服に「金吾とは、棒のことである。銅で作り、黄金を両端に塗る。御史大夫・司隸校尉もまたこれを執ることができ。御史・校尉・郡守・都尉・県長の類は、いずれも木で吾を作る」とある。これによると、漢の制度には金吾や木吾があるのであり、金吾を鳥の名と解釈することはできない。吾とは、実は大棒の名のことであり、大棒で非常事態を禦いだため、吾をもって名づけたのである。執金吾とはこの棒を執ることである。応劭説は、『古今注』の記述を参考にすることで、初めてその意味が完全となる。

周寿昌がいう。卷一六・高惠高后文功臣表に「曲成侯の虫達は、高祖に従って碭で挙兵し、覇上に至り、執金吾と為つた」とある。このことから、漢初にもこの官があり、武帝の時に元に戻したことが分かる（以上、『漢書注校補』卷一一）。

王先謙がいう。卷九九・王莽伝中に、奮武と改名したとある。百官志四には、後漢はこれに因るとある。

**【考証】** 補注に引く俞樾の説の出典は不明である。周寿昌は曲成侯虫達を根拠に漢初に執金吾の官があったとするが、「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、『史記』卷一八・高祖功臣侯表では、虫達は蜂起ののち、「霸上に至り、執珪と為った」とあるように、「執金吾」ではなく「執珪」とすること、『漢書』に周昌、曹參がそれぞれ中尉となつてゐることから、周説を退ける。さらに、仮に高惠高后文功臣表の記載が正しいとしても、虫達が「執金吾」となつた後、二隊将という官を経て官秩比二千石の都尉へと昇進していることから、その地位は低いとしている。なお、都城を警備する執金吾は、とりわけその車騎が華麗で人目を引いたようである。若き日の劉秀（後の光武帝）が長安で執金吾を見て「仕官したなら執金吾となりたい」と言ったのは有名である（『後漢書』卷一〇・光烈陰皇后伝）。

(5) **【注】** 如淳がいう。『漢儀注』に「寺互有り」とある。都船獄令は、治水の官である。

**【補注】** 沈欽韓がいう。『通典』卷一四八・兵典に引く司馬穰苴の説に「五人を伍とし、十の伍を隊とする。一軍は全部で二百五十隊である。余奇を握奇とするので、一軍はそのうち三千七百五十人を奇兵とする。この七十五

隊が中壘である。守つてゐる土地は六千尺である。積算すれば四里となる。中壘四面をこれに配置する。一面あたりの土地は三百里となる」とある。これが中壘という語の由来である（以上、『漢書疏証』卷五上）。

王先謙がいう。武庫の例は、毋将隆伝・董賢伝に見える。また雒陽にも武庫令があることは、魏相伝に見える。都船の例は、薛宣伝・王嘉伝に見える。百官志四によれば、武庫令は兵器を主管する。後漢には武庫令・丞がそれぞれ一人おり、中壘・寺互・都船の令・丞を廢したとある。

**【考証】** 補注で沈欽韓が引用する『通典』は現『通典』と文字の異同があり、「七十五」を「七十二」に、「四里」を「四十里」とする。『通典』に引用された司馬穰苴の説は、節略があるのか意味が通じない。沈欽韓が『通典』を引用した理由は、中壘が古くから存在したことを示すことにある。ただし、司馬穰苴が述べる中壘と中尉属官の中壘校尉が関連するかは不明である。「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、中壘校尉は北軍の壘門を管轄しており、執金吾の属官である中壘令が何を管掌していたのかは不明としている。

寺互について、「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、「互」は元々「桓」に作り、「桓」は人馬の通行を遮る「行馬」の意味であることから、官府の門の警備を掌るとしている。なお、注に如淳が『漢儀注』を引用してい

るが、孫星衍は『漢旧儀』の輯佚を行った際に「寺互有り。都船獄令は、治水の官である」までを佚文とする。ここでは周天游の校勘に従い、「寺互有り」までを『漢儀注』の引用とし、以下は如淳の説と解した「周天游一九九〇」。

武庫令について、その所管であった長安城の大規模な武庫の遺跡が発掘されている「中国社会科学院考古研究所 二〇〇五」。

王先謙のいう雒陽の武庫令は、卷七四・魏相伝に「大將軍霍光が魏相を責めて「幼主が即位したばかりであり、函谷関は都の守りの要、武庫は精兵の集まる場所であるため、丞相車千秋の弟を関都尉に、子を武庫令にしたのだ」という」とある。この史料から雒陽の武庫が精兵の集結する軍事上の要衝とみなされていたことがわかる。雒陽の武庫については『史記』卷一〇六・呉王濞列伝に、呉王が反乱を起こした際に、呉の少將桓將軍が「呉には歩兵が多く、歩兵は険しい土地に有利です。一方、漢には戦車や騎馬兵が多く、それらは平地に有利です。どうか大王におかれては、行く先々の町を攻略せずに軍を進め、急いで西の雒陽武庫により、敖倉の食料を確保し、山河の險要によりながら諸侯に号令をかけていただきますよう。そうすれば関中に入らずとも天下の趨勢は決まらしましょう」と呉王に説いていることから、雒陽の

武庫が関東で重要な軍事拠点であったことがわかる。なお『封泥考略』には「雒陽武庫」が見える。

他の郡国の武庫については、楚の安王劉道の墓の可能性がある江蘇省徐州北洞山漢墓から、未使用の「楚武庫印」と刻まれた銅印が出土している「徐州博物館・南京大学歴史学系考古專業 二〇〇三」ほか、前漢早期から中期にかけてのものと思われる「齊武庫丞」封泥「孫慰祖 一九九三」が見つかっており、諸侯王国に武庫が設置されていたことがわかる。また尹湾漢墓から「武庫永始四年兵器集簿」が発見されていることから、東海郡にも武庫のあったことがわかる「連雲港市博物館 一九九七」。こうした郡国の武庫令は郡国に属していた可能性はあるが、雒陽武庫など一部は中尉に属していた可能性がある「陳直 一九七九」。

(6) **補注** 王先謙がいう。百官志四によれば、後漢では、中畧尉もまた廢したとある。

**考証** 武庫の三丞について、「陳直 一九七九」は、「武庫中丞」の印があることから、これを三丞の一つと考えているが、「孫慰祖 一九九三」は、この印を後漢晚期のものとする。

(7) **注** 応劭がいう。式道は左・右・中の計三候である。車駕が出御・還御の際に、式道候が麾（さしずばた）を持って宮門に到着すれば、門はそこではじめて開く。



顔師古がいう。式とは、表(しるしばた)のことである。

**補注** 王先謙がいう。式道候の例は、東方朔伝に見える。百官志四に「もと式道には、左候・右候・中候の三人がいた。官秩は六百石。車駕が出御すれば、前で道を清めるのを任務とし、還御すれば麾を持って宮門に至り、宮門はそこではじめて開く。後漢では一人だけで、また常置の官ではなかった。出御するたびに、郎に式道候を兼務させ、事がすめば任務を解く。執金吾にはもはや所属していない。また左輔都尉・右輔都尉・京輔都尉を廃した」とある。

**考証** 百官表本文の「左右京輔都尉」を「左京輔都尉・右京輔都尉」と解する説[安作璋・熊鉄基 一九八四]もあるが、他の史料にみられないので、「左輔都尉・右輔都尉・京輔都尉」と読んだ[山田勝芳 一九八四]。

王先謙は、百官志四の引用を「又省京輔左右都尉」とするが、百官志の原文は「又省中壘、寺互、都船令・丞・尉及左右京輔都尉」なので、原文通りに訳した。

(8) **考証** 太常から執金吾(中尉)までが、官秩は中二千石の官で、いわゆる九卿である。

〔参考文献〕

安作璋・熊鉄基 一九八四 『秦漢官制史稿』、齊魯書社

王学理 一九八一 陝西省考古研究所「漢南陵徒葬坑的初步

整理—兼談大熊猫頭骨及犀牛角骨出土的有關問題—」『文物』一二期

大庭脩 一九八二 「漢王朝の支配機構」『秦漢法制史の研究』、第一篇第二章創文社

加藤繁 一九五二 「漢代に於ける国家財政と帝室財政との区別並びに帝室財政一斑」『支那經濟史考証』上卷、東洋文庫

周曉陸・路東之 二〇〇〇 『秦封泥集』、三秦出版社

孫慰祖 一九九三 『兩漢官印匯考』、大業公司・上海書畫出版社連合出版

周天游 一九九〇 周天游点校、孫星衍等輯『漢官六種』、中華書局

徐州博物館・南京大學歷史學系考古專業 二〇〇三 『徐州北洞山西漢楚王墓』、文物出版社

中国社会科学院考古研究所 一九九六 『漢長安城未央宮』、科学出版社

中国社会科学院考古研究所 二〇〇五 『漢長安城武庫』、文物出版社

陳直 一九七九 『漢書新証』(第五次校補版)、天津人民出版社、第二版

鄭洪春 一九九〇 「陝西新安機磚廠漢初積炭墓瓮掘報告」『考古与文物』四

浜口重国 一九七一 「兩漢の中央諸軍に就いて」『秦漢隋唐

史の研究』上巻、東京大学出版会

百官表訳注 二〇一一 『漢書』百官公卿表訳注稿(一)』大

阪産業大学論集』(人文・社会科学編)、十二号

宮宅潔 二〇一一 『司空』小考―秦漢時代における刑徒管

理の一斑―』『中国古代刑制史の研究』、京都大学学術出

版会

山田勝芳 一九八四 「前漢武帝代の財政機構改革」『東北大

学東洋史論集』第一集

山田勝芳 一九九三 『秦漢財政収入の研究』、汲古書院

米田健志 二〇〇五 「前漢後期における中朝と尚書―皇帝

の日常政務との関連から』『東洋史研究』第六四卷第二

号

連雲港市博物館 一九九七 連雲港市博物館・東海県博物館・

中国社会科学院簡帛研究中心・中国文物研究所 『尹湾

漢墓簡牘』、中華書局